

<研究ノート>

## 地域振興のための簿記の役割 (5)

—新たな農業者のモデル分類を中心に—

戸 田 龍 介  
岸 保 宏

### 目 次

1. はじめに
2. 新たな農家・農業団体のモデル分類
3. 新モデル 2-2 農業法人に対するヒアリング調査
4. 農商工連携の概要
5. 農商工連携事業体（モデル 3）における複式簿記の役割
6. 新モデル 2-2 農業法人における複式簿記の重要性
7. おわりに

### 1. はじめに

現在ほど農業が注目されている時代はないと言っていいほど、毎日のように農業に関するニュースが流れている。特に、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Partnership, TPP）は 2011 年 10 月末現在、参加・不参加で議論が続けられており、農業という産業そのものの在り方も大きく変わることが予想される。

このような変化の中で、日本簿記学会における簿記実務研究部会では、農業を中心とする第 1 次産業の活性化のために、簿記がどのような役割を果たし得るのかを考察してきた。考察に際して行ったのが、分析の対象となる農業者のモデル分けである。まず、現在の日本において圧倒的多数を占める小規模兼業農家を「モデル 1」、ついで、営利的かつ自立的志向を有し農業経営を効率的に行おうとする農家を「モデル 2」、最後に、農商工の連携により農業の産業化を目指す大規模農業法人を「モデル 3」とした。これらのモデル分類は、決して段階的なものではないし、すべての農業者を網羅しているわけではないが、農業を対象とする簿記の役割を考える上で必要だと考えられた。考察の結果は、簿記実務研究部会のメンバーが共同で著し 2011 年度日本簿記学会全国大会（法政大学）において報告・配布した『地域振興のための簿記の役割 —農業・地場産業を対象として— 〈中間報告〉』（以下『中間報告』とする）、および戸田 [2011 (c)] としてまとめている。『中間報告』における暫定的な結論は、モデル 3 農業法人こそ、地域振興の核となり、そこでこそ複式簿記が真に必要とされるのではないかというものであった。

しかしその後、2012 年度の最終報告に向けて調査を続ける中で、第 1 次産業、特に農業にお

ける複式簿記の役割をクリアに抽出するためには、モデルの追加・修正が必要であることを強く感じるようになった。当研究ノートにおいては、新たなモデル分類をまず示し、それにそって考察を進めていくことにしたい。

## 2. 新たな農家・農業団体のモデル分類

新たなモデル分類を提示する理由は、当研究ノートの共同執筆者である戸田と岸保で共同研究を進める中で、上記旧モデル分類の修正の必要性が強く認識されるようになったためである。この直接の契機は、次章で述べる東広島市のある農事組合法人へのヒアリングであった。ヒアリング先の農事組合法人は、法人化に際して複式簿記の導入・活用が大変役に立ったということで、ヒアリング自体は有意義なものとなった。ただ、特に農商工の連携をとっているわけではなく、かといって個人農家あるいはその集団というわけでもなく、上記旧モデル分類のどれにも正確にはあてはまらなかった。ヒアリングからの帰りの車中でも、「先程の農事組合法人は、モデル2農家でもモデル3農業法人でもなく、モデル2.5農業法人というところでしょうか」という声が、自然に湧き上がっていた。むろん、旧モデル分類は、農家および農業法人の全てを網羅的に分類したものではなく、農業における複式簿記の役割を明示的に捉えるための分類であった。しかしながら、複式簿記の役割を明示的に捉えるにあたって、何らかの不都合のある場合は、当然のことながら当初の目的に沿ってモデルを修正する必要があることになる。また、以前から分類上困難だった問題として、農業を扱った国際会計基準（以下、IASあるいはIFRSとする）であるIAS第41号のような会計基準が対象とする農業関連組織のモデル分類問題があった。

これらの問題を解決するために、我々は農家および農業団体の新たなモデル分類を提示することにした。まず、現在の日本において圧倒的多数を占める小規模兼業農家を、旧分類と変わらず「モデル1」、ついで、営利的かつ自立的志向を有し農業経営を効率的に行おうとする個人または小規模農家を「モデル2-1」、そして同様の独立志向を有した農業法人を「モデル2-2」とした。新たに分類された「モデル2-1」および「モデル2-2」は、旧分類では、いずれもモデル2とされていたものである。新たな分類では、営利的かつ自立的志向を有し農業経営を効率的に行おうとする農家・農業団体を、個人農家が主体となっているモデルと、集団で営農し基本的に農業法人となっているモデルとに分けることにした。さらに、農商工の連携により農業の産業化を目指す事業体を、旧モデル分類と変わらず「モデル3」と位置付けている。最後に、広範な資金調達活動を行うことを志向する農業関連上場会社を「モデル4」とした。旧分類では3つだったモデルを、5つのモデルに新たに分類することで、どのモデルにおいて複式簿記が真に効果的に役立ち得るのかをクリアにできると考えている。次に、モデル分類の新旧対照表を掲げる。

図表 1

旧分類	新分類 <sup>注1)</sup>	対 象
モデル 1	モデル 1	小規模兼業農家
モデル 2	モデル 2-1	独立志向を有する個人農家
	モデル 2-2	農業法人
モデル 3	モデル 3	農商工連携事業体 <sup>注2)</sup>
—	モデル 4	農業関連上場会社 <sup>注3)</sup>

上記新分類も、旧分類と同様に、全ての農業者並びに農業団体を網羅しているというわけではない。ここで必要とされる分類の視点は、「地域振興のための簿記の役割」がクリアとなるかどうかという点にある。当研究ノートでは、上記新分類による5つのモデル分けの方が、旧分類による3つのモデル分けより、どのモデルにおいて「地域振興のための簿記の役割」がよりクリアに現れるか示し得ると考える。次章以降では、5つの新たなモデル分類に基づき、論を進めていく。

### 3. 新モデル 2-2 農業法人に対するヒアリング調査

上記のように、農家・農業団体の分類を、旧来の3モデルから新たに5モデルへと分類し直したわけだが、これは複式簿記が真に効果的に役立ち得るのはどのモデルかをクリアにしたいという思いからであった。そして、結論から言うと、独立志向を有した農業法人である新「モデル 2-2」こそ、複式簿記の役割の重要性がクリアになっているモデルであると位置づけられ得る。その根拠の1つが、我々簿記実務研究部会のメンバー有志が広島で行った、以下のヒアリング調査にある。

我々簿記実務研究部会のメンバーは、2011年10月10日、東広島市の農事組合法人「さだしげ」にヒアリング調査を行った。ヒアリングは、代表理事の畝啓一郎氏と経理担当の風呂迫美智子氏に対して行った。「さだしげ」は2001年11月に法人化しており、発足当初は36名だった組合員が2011年には51名まで増加しているとのことであった。「さだしげ」は東広島市でも三番目の農業法人組織であるが、法人化は、「自分達でつくったものを自分達で売る」ことを可能にしたいという思いから踏み切ったとのことである。法人化前は、収穫した米は原則的に全て農協に卸していたようだが、単価が低いのが悩みの種だったという。しかも、その単価が年々安くなるにつれ、価格決定権を自ら取得する必要性を痛感するようになり、そのためにも生産および販売主体の法人化が必要だったという。この点からも、農事組合法人「さだしげ」は、独立志向を有するモデル 2-2 農業法人と見なし得ると考えられる。

「さだしげ」の法人化に際して、急遽必要になったことの1つに、複式簿記の導入があったとのことである。実際は、経理処理を、複式簿記に基づく会計ソフトで行うことにより達成されたという。複式簿記導入の効果はてき面であったという。その効果としてまず、①農業法人全体の

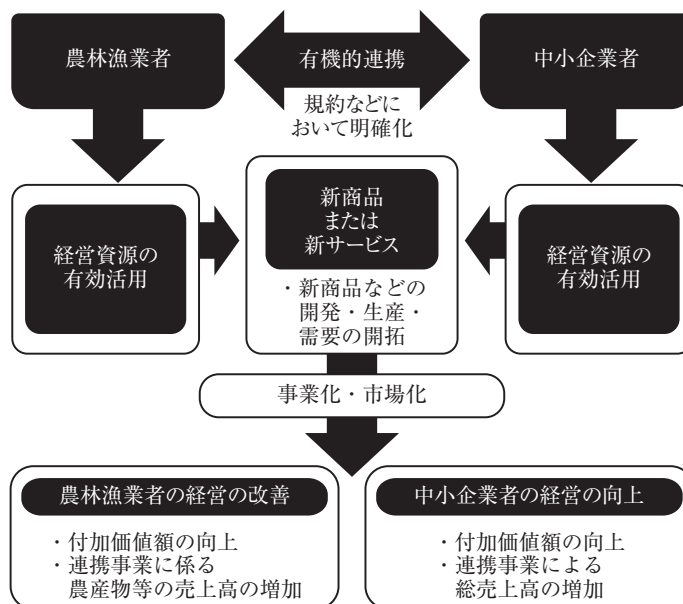
把握が可能になった、ということがあったという。具体的には、農業機械の負担(当初購入費および年度減価償却費)がクリアになったことが大きいという。次に、複式簿記に基づく会計ソフトが、②きちんと「エラー表示」をしてくれることにより入力者自らが誤りに気づけるようになった、ということがあったという。これは、よく言われる複式簿記の自検機能というべきものであろう。複式簿記は、他の記録手段と異なり、「閉じた体系」であることに意味があることになる。最後に、複式簿記により作成された財務諸表の提示により、③分配(組合員賃金、次期投資等)に際して組合員からの同意が得やすくなった、ということがあるという。複式簿記は、多人数からの出資に対する分配についての合意形成の基礎的手段であることが、改めて確認・認識された。

上記の諸点について再度まとめてみると、上記①については、複式簿記はコストの把握のための必須の手段ということが指摘できるだろう。さらに上記②については、複式簿記は「閉じた体系(あるいは有機的結合関係)」であることに意味があることの確認ともなろう。最後に上記③については、複式簿記は、出資・分配関係(あるいは委託・受託関係)のある近代経済組織にとって必須の手段であることがある意味証明されていると思われる。ただし、ある程度以上の組織では、もはや常識と化し意識のレベルにはのぼってこないとも考えられる。このことは、例えて言うならば、PCのOSに近いのではなかろうか。翻って、上記諸点により再確認された複式簿記の機能は、これから初めて産業化を目指すとする農業団体にとって、逆説的にその重要性が際立つ結果となっていると思われる。つまり、独立志向を有し最近法人化した「さだしげ」のような農業法人、つまり新たな分類上ではモデル2-2農業法人こそ、複式簿記の役割が真に効果的に発揮され得ると考えられる。我々のヒアリング調査は、この点を確認したことになる。

#### 4. 農商工連携の概要

さて次に、新分類および旧分類でも同様にモデル3としていた、農商工連携事業体の考察を行うことにしたい。そもそも農商工連携とは何を意味するのであろうか。本章では、まず農商工連携の概要を確認しておきたい。まず、「2008年5月に農商工等連携促進法が成立し、同7月に施行されて以来、2009年3月末までに185件もの農商工等連携事業計画が認定された。2008年度予算としては、農林水産省と経済産業省はそれぞれ約100億円、計200億円が計上され、2009年度は334億円と大幅な増額となった。国も地方も、農商工連携に大きな期待を寄せ」(関・松永[2009]234頁)ているのである。農商工連携とは、農林水産省・経済産業省中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、中小機構とする)が2009年8月に共同発行した『農商工等連携事業計画認定事例集(第4期)』によると、「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」(農林水産省他[2009]1頁)である。その事業の分類は、農業が約8割を占めており、漁業、林業と続いている。この傾向は第1期の認定から変わっていない

図表 2



出所：中小機構中国支部 [2011] 4 頁 (「農商工連携事業とは」)

が、農業関連事業が多い理由として、4割が廃棄されると言われる規格外農作物を利用するなどの地域資源の活用が、漁業分野・林業分野に比べて容易であるからではないかと考えられる。

農商工連携事業は、事業認定を受ける必要がある。認定を受けるための事業のスキームと主な改善あるいは向上項目は、中小機構中国支部が発行する『中国地域活性化支援事業認定事例集〈第3巻〉』(2011年度版)によると図表2のとおりである。

同書(中小機構中国支部発行『中国地域活性化支援事業認定事例集〈第3巻〉』2011年度版)によれば、認定基準には重要な点が3つあるとのことである(中小機構中国支部[2011]5頁)。まず1つめとして、農林漁業者と中小企業者がお互いの経営資源を持ち寄り、相互に活用するという意味での「有機的連携」があるかということである。当該連携は、規約や契約書において明確化し、両者の有する経営資源の活用例を具体的に示すことが必要である。2つめは、新商品または新サービスの開発・生産・需要の開拓が可能かどうかという点である。有機的連携活動により、両者にとってこれまでに開発・生産したことがない新商品または新サービスを創り出し需要を開拓することを、3年以上5年以内の計画期間として実施できるかどうか問われる。3つめは、両者の経営の向上・改善に資することができるかということである。中小企業者、農林漁業者の両者において、連携事業が終わる時まで、一定の経営の向上・改善が実現する必要がある。具体的な付加価値額の向上の要件として、中小企業者および農林漁業者いずれも付加価値額(営業利益+人件費+減価償却)が「5年で5%」以上(従業員一名当たりの付加価値額でも可)が必要となる。それに加え、中小企業者において、新商品・新サービスの総売上高が「5

年で5%」以上増加することが必要であるし、農林漁業者においても、農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高が「5年で5%」以上増加することが必要となる（以上全て、中小機構中国支部〔2011〕5頁）。

上記のように、一定の認定基準によって、農商工連携事業は認定されることになる。そして、認定された農商工連携事業体は、補助金・融資・信用保証・設備投資減税など各種のメリットを受けられることになる。当該事業体は、地域における雇用の受け皿となる可能性が高く、地域振興にとって大きな役割を果たす可能性を有していることは論を俟たないだろう。ただし、簿記実務研究部会が論及しようとしている「複式簿記の役割」が、当該モデル3農商工連携事業体において顕著に見出し得るのかどうかについては、次章で考察することにしたい。

### 5. 農商工連携事業体（モデル3）における複式簿記の役割

『中間報告』までの暫定的な結論としては、旧分類および新分類でもいずれもモデル3に分類した農商工連携事業体こそ、複式簿記の役割が発揮されるのではないかというものであった。しかしながら、その後の実態調査を続ける中で、当該農商工連携事業体は、地域振興のためには特に雇用の面からその重要性は揺るがないものの、複式簿記の有効性が真に発揮されるモデルかどうかについては疑問が生じてきた。結論から言えば、そもそも農商工連携事業体として認定されるような組織は、すでに経理事務において複式簿記を大前提にしており、複式簿記の役割あるいは有効性を明確に意識する機会が少ないのである。これに対して、第3章で考察したように、新たな分類としてはモデル2-2とされる農業法人こそ、複式簿記のもつ効用が最も効果的に発揮されると考えられる。本章では、モデル3農商工連携事業体にとって、複式簿記はすでに大前提であるということを、農商工連携事業体の補助金申請書類から明らかにしていきたい。なおその際、農商工連携に関連する各種制度の説明も併せて行っていく。

まず、農商工連携において認定を受けた中小企業者・農林漁業者に向けた支援は、農林水産省他発行の『農商工等連携事業計画認定事例集（第4期）』によれば、「連携体構築支援事業（法認定不要）」と「事業化・市場化支援事業」の2つがある（農林水産省他〔2009〕8頁）。前者は補助金限度額500万円かつ補助率2/3以内で助成を行う。さらに、連携体構築に資する規約の作成、コンサルタント料等にかかる経費を補助する。後者は補助金限度額2,500万円、但し技術開発を伴う場合3,000万円（上限）かつ補助率2/3以内で助成を行う。さらに、連携体が行う新商品開発（製品・サービス）に係る試作、実験、研究会、マーケティング、市場調査等に係る経費を補助する（以上全て、農林水産省他〔2009〕8頁）。両者とも申請書類についてはほぼ同様であるが、「過去2年間の貸借対照表と損益計算書」（中小企業庁「平成23年度新事業活動促進支援補助金、農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）2次公募【公募要領】」19頁）の添付が必要である。この要件により、モデル3農商工連携事業体において、複式簿記が大前提となっていることが分かる。ここでのポイントは、複式簿記を利用した財務諸表が備わって

こそ補助金の申請が可能となることから、農商工連携事業体にとって複式簿記は特に意識にのぼらずとも、その事業運営にとって必要不可欠なものとなっていることが分かるという点である。

さて次に、農商工連携における融資の制度についても、農林水産省他発行の『農商工等連携事業計画認定事例集（第4期）』を参照しつつ述べていく。認定を受けた融資による支援は3つある（農林水産省他〔2009〕8頁）。まず1つめは、政府系金融機関による融資制度である。政府系金融機関による当該融資制度には、設備資金及び運転資金について、参画する個別企業の返済能力に加え、連携プロジェクトの評価を加味した上で、優遇金利で農商工連携事業計画に参画する個別企業向けに融資するものがある。2つめは、小規模企業等設備導入資金助成法の特例である。小規模企業者等の設備資金については、無利子貸付の限度額を6,000万円に、また同貸付割合を2/3以内に優遇する特例がある。さらに3つめは、農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法等の特例がある。このうち、農業改良資金助成法による制度は、中小企業者が農業者の行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等（無利子）の貸付を受けることができるものである。当該制度には、借入資金の償還期間及び措置期間の延長等の特例がある（以上全て、農林水産省他〔2009〕8頁）。

上記のような様々な融資の場合、金融機関や保証協会が長期利益・資金計画表の提出を求めることになっている。こうした際に基本となるのが、複式簿記により作成された財務諸表である。つまり、制度融資を受ける場合、複式簿記の活用は必至となる。なお、長期利益・資金計画表の一例を、広島県保証協会資料およびしまなみ信用金庫資料におけるひな型を参考に岸保が作成したものを、図表3に示す。

上記申請書類のひな型の中には、複式簿記による記帳・記録を前提にする項目が数多く見受けられる。ここから、補助金を申請するような農商工連携事業体にとって、複式簿記はそもそもの大前提となっていることが窺える。

補助金申請の次に、ファンドの活用、具体的には農商工連携型地域中小企業応援ファンドのスタート・アップ応援型<sup>注4)</sup>の活用について見ていくことにする。元々、地域資源を活用した新たな事業への取組みにより地域経済の活性化に資する中小企業には、各種ファンドからの助成が、あるいはファンドからの助成を受けた支援機関からの経営支援が受けやすかった。同様に、農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）の仕組みを活用すれば、地域の中小企業者と農林漁業者が連携して行う創業や経営革新に対して支援を受けることができる。具体的にはまず、中小機構が都道府県に対して同ファンドを利用して一定額（上限あり）の無利子融資を行う。都道府県は、当該融資と市町村あるいは地域金融機関や財団法人等の負担金とを合わせてファンドを組成し、そのファンドの運用益も含め助成事業を行う。なお、当該ファンドは各都道府県の創意・工夫によって組成されるため、助成分野、対象、規模などは各都道府県で異なる。

財団法人岐阜県産業経済振興センターのホームページ<sup>注5)</sup>によると、ファンドからの資金提供

図表 3 長期利益・資金計画表 (5ヶ年)

会社名

## I 利益計画

(単位：千円)

科 目	期 ～	期 ～	期 ～	期 ～	期 ～	合 計
売上高						
売上原価						
売上総利益						
人件費						
その他販管費						
販管費合計						
営業利益						
受取利息						
その他営業外収益						
支払利息割引料						
その他営業外費用						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
税引前利益						
法人税及び住民税						
税引後利益						

## II 資金計画

(単位：千円)

科 目	期 ～	期 ～	期 ～	期 ～	期 ～	合 計
(経常収支)						
経常利益						
売掛債権増加						
買掛債権増加						
減価償却費						
収支過不足						
(設備等の収支)						
特別利益						
特別損失						
税金・配当金						
固定資産増加						
収支過不足						
(財務関係収支)						
借入金増加						
収支過不足						
収支過不足合計						
(現・預金増減)						
前期繰越現・預金						
次期繰越現・預金						

- 説明事項
1. 売上高とその他販管費は、〇%ずつ、每期増加する。
  2. 売上原価の原価率は、每期変わらない。
  3. 人件費は、1人につき、〇%ずつ、每期増加する。
  4. 営業外項目は、每期変わらない。

出所：広島県保証協会資料およびしまなみ信用金庫資料におけるひな型を参考に岸保が作成。



を受けるにあたって必要な提出書類の中に、決算状況の記載が見られる。つまり、ファンドからの融資を受けるためには財務諸表が必要ということであり、よって財務諸表作成のために複式簿記が大前提とされていることが分かる。以下に、ファンドからの資金提供を受けるにあたって、農商工連携事業体が提出する必要がある書類のひな型を、財団法人岐阜県産業経済振興センター HP 内の『岐阜県農商工連携ファンド事業助成金』（第 2 号様式別表第 6 条関係、「連携体等の構成員一覧表」）を参照して提示する。

上記申請書類のひな型の中には、複式簿記による記帳・記録を前提にする項目が数多く見受けられる。ここから、補助金申請と同様、ファンドからの資金提供を申請する際においても、農商工連携事業体にとって複式簿記はそもそもの大前提であることが指摘できる。

図表 4

事業者等の名称				
所在地 (市町村名のみ)				
代表者職氏名				
設立年月日				
資本(出資)金	千円	千円	千円	千円
一社の大企業又はその役員からの 50% 以上の出資の有無				
従業員数				
主たる業種				
主な事業内容(主な取扱製品又はサービス内容)				
決算状況				
直近	売上高 経常利益 当期利益	千円 千円 千円	千円 千円 千円	千円 千円 千円
2年前	売上高 経常利益 当期利益	千円 千円 千円	千円 千円 千円	千円 千円 千円
農商工連携に取り組むにあたって活用する経営資源・ノウハウ				
担当者職氏名 電話番号				

出所：財団法人岐阜県産業経済振興センター HP 内『岐阜県農商工連携ファンド事業助成金』（第 2 号様式別表第 6 条関係、「連携体等の構成員一覧表」）

さらに、既述のような補助金申請およびファンド資金融資申請についての考察とは別に、ヒアリング調査からも、農商工連携事業体のレベルにおいて複式簿記はすでに大前提となっていることが判明している。例えば、独立行政法人中小企業基盤整備機構に常駐し、農商工連携をサポートするプロジェクト・マネージャーである矢村弘道氏からのヒアリング調査<sup>注6)</sup>によると、農商工連携を行う事業者はパソコンによる複式簿記の活用は当然のように行っているとのことである。矢村氏によると、これまでの氏のサポート経験からも、農商工連携の申請をするような組織は経理事務遂行において複式簿記が大前提となっているとのことである。この指摘は、パソコンによる会計処理(会計ソフトの操作や自動仕訳機能の活用)を行うためには、複式簿記の仕訳原理を理解している担当者が、農商工連携事業体にいることを意味している。過去の農商工連携事例を見ても、農商工連携事業体として認定された事業体には法人格を有しているところが多く、このことはそれらの事業体は決算を行うことが必須となっていることを意味している。

以上の各種申請書類の調査やヒアリング調査から、モデル3農商工連携事業体にとって、複式簿記はそもそもの大前提であり、確かに簿記の知見は活用されていると言えるのであるが、複式簿記自体の有効性がクリアに発揮されているモデルとして位置づけるには、若干の無理があると考えられるのである。

## 6. 新モデル2-2 農業法人における複式簿記の重要性

既述の第3章および第5章における考察より明らかになってきたことは、複式簿記の有効性がクリアに発揮されるのは、モデル3農商工連携事業体というより、独立志向を有するモデル2-2農業法人においてではないかということである。モデル3農商工連携事業体は、複式簿記はすでに経理処理あるいは事業運営の必須の基礎的手段であり、複式簿記のシステムそのものというより、複式簿記システムが生み出す財務諸表や、複式簿記システムを前提とする管理会計的手法にその有効性の発揮を見ていると考えられる。第3章でも述べたように、複式簿記が有する自己完結性、自検機能、あるいは利害関係者に対する説明能力は、個人経営から集団経営へと脱皮した段階であるモデル2-2農業法人においてこそ、それらの能力・効果がフルに発揮され得る。対して、モデル3農商工連携事業体においては、複式簿記は当然の前提となっており、複式簿記を前提とする各種会計ツールの有効性に注目が移っていると指摘できよう。

ここで、当研究ノートで提示した新たなモデル分類について、地域振興への貢献可能性と複式簿記の役割発揮という2つの点から、再度まとめておきたい。まず、現在の日本において圧倒的多数を占める小規模兼業農家であるモデル1農家については、地域振興への貢献可能性は低いと言わざるを得ない。対して、営利的かつ自立的志向を有し農業経営を効率的に行おうとするモデル2-1農家については、一定程度の貢献は期待できるが、雇用という観点<sup>注7)</sup>から見ると地域振興への貢献可能性は高いとは言いづらい。これらのモデルに対して、独立志向を有したモデル2-2農業法人、さらには農商工の連携あるいは第6次産業化により農業の効率化・産業化を目

指すモデル3事業体は、地域の雇用を生み出す可能性が高いことから、地域振興に大いに資することが期待される。雇用創出に力点を置く地域振興という観点からすれば、モデル3農商工連携事業体の方がより期待されるモデルと位置づけられよう。なお、広範な資金調達活動を行うことを志向するモデル4農業関連上場会社については、確かに雇用は生み出す可能性はあるが、特定の地域の雇用とは限らなくなるため、地域振興に永続的に資する農業団体と見なすのは少し無理があると考えられる。さらに、現在の種々の規制下においては、上場株式会社はあくまで地域農家あるいは地域農業法人へ農業を委託するという関係に限定されるため、地域振興の核として位置づけるには今少し周辺環境の整備が求められよう。

次いで、複式簿記の役割発揮という点であるが、まず、小規模兼業農家であるモデル1農家には、すでに別稿において論じたように種々の理由から記録意識そのものが希薄である(戸田[2011(b)])。これに対して、農業経営を効率的に行おうとするモデル2-1農家については、まずもって必要なのは農業に関する記録をとることである。ここで注意したいのが、モデル2-1農家に複式簿記が必要ではないと位置づけているわけではないことである。そうではなく、営利的かつ自立的志向を有し農業経営を効率的に行おうとするモデル2-1農家にとってまずもって必要なのは、農業に関連するデータを継続的に記録することではないのかということを目指したいだけである。ただし、モデル2-1農家の中には、固定資産を中心に多額の投資を行う者も出てこようし、何件かの農家と組んで事業規模の拡大を図る者も出てこよう。そしてその時にこそ、農業に関する継続的記録と共に、複式簿記による経済活動記録が必要になってくると考えられる。その意味では、モデル2-1農家にとっての複式簿記の必要性は、投資額や事業規模次第で高まっていく「可能性」を秘めていると言えよう。

以上のモデル1農家およびモデル2-1農家に対して、複式簿記が絶対的に必要であるのは、独立志向を有したモデル2-2農業法人、および農商工の連携により農業の産業化を目指すモデル3事業体、さらには広範な資金調達活動を行うことを志向するモデル4農業関連上場会社である。ただし、複式簿記の有効性の発揮がクリアになっているかどうかについては、各モデルによってその事情は異なってこよう。第3章および第5章で考察したように、新モデル分類のうち複式簿記の有効性が真に発揮されるのはモデル2-2農業法人においてであり、モデル3農商工連携事業体において複式簿記は当然の前提となっていた。地域振興という別な観点からは、モデル2-2農業法人以上にモデル3農商工連携事業体が重要であると考えられるが、モデル3事業体ともなると複式簿記はすでに経営の大前提となっており、その有効性がクリアに意識されにくいということについては既述の通りである。なお、モデル4農業関連上場会社もこの事情は同様であると思われる。

以上の考察に基づき、新モデル分類別に、地域振興への貢献と複式簿記の役割発揮について、それぞれの効果の有効性を濃淡にして示した表を以下に掲げる。なお、効果の有効性が高いと考えられるモデルを、段階的に濃くしている。

図表 5

新分類	対 象	地域振興への貢献	複式簿記の役割発揮
モデル 1	小規模兼業農家		
モデル 2-1	独立志向を有する個人農家		
モデル 2-2	独立志向を有する農業法人		
モデル 3	農商工連携事業体		
モデル 4	農業関連上場会社		

## 7. おわりに

当研究ノートは、『中間報告』までの分析枠組みを踏まえ、それに追加・修正を加えることによって、「地域振興のための簿記の役割」をクリアに抽出していくことが可能な分析枠組みを提示することを意図している。新たに検討し直した結果、既述のように、農家および農業団体のモデル分類を、旧来の3つから新たに5つに追加・修正している。再検討の結果、現在の日本において圧倒的多数を占める小規模兼業農家を「モデル1」、営利的かつ自立的志向を有し農業経営を効率的に行おうとする個人あるいは小規模農家を「モデル2-1」、同様の独立志向を有した農業法人を「モデル2-2」、農商工の連携により農業の産業化を目指す農商工連携事業体ないしは第6次産業体を「モデル3」、そして広範な資金調達活動を行うことを志向する農業関連上場会社を「モデル4」として、それぞれを再分類し新たに提示した。

そして、ヒアリング調査あるいは各種補助金申請あるいはファンド融資申請の調査を通して、地域振興に資するモデルでありかつ複式簿記の役割が最も明示的に現れるモデルとして、モデル2-2農業法人があげられるのではないかと推測した。つまり、我々簿記実務研究部会の論題でもある「地域振興のための簿記の役割」が最も効果的に果たされるのは、新分類において「モデル2-2」と位置づけた独立志向を有した農業法人においてではないかと、当研究ノートでは位置づけるものである。ただし、まだ調査対象が少なく、調査方法についても改善の余地が大きいことは、我々共同執筆者同士でも認識している。今後は、当研究ノートで示したモデル分類を基本に、より深く詳細に現実にアプローチしていくことにしたい。今後行われる予定の各種実態調査を通じて、農業を中心とする第1次産業が地場産業と組んで地域振興を図る際、複式簿記がどのような役割を果たすのか、あるいは果たし得るのかについてのさらなる分析・考察を行っていきたいと考えている。

### 注

- 1) 新モデル2-1、新モデル2-2および新旧モデル3の分類は、例えば関・松永 [2009] の言うところの「農家女性が主体の『小さな加工』」、「地域生産者による『地域資源活用』の加工」および「農業者と中小企業者による『農商工連携』による加工」という大別に類似したものである(同著 227頁)。以下に、同著で示された「農産物加工の類型」を掲示する。

農産物加工の種類

大別	主体	特徴
農家の「小さな加工」	農家女性	農家の生きがいや、所得の実現、地域の豊かな食文化の発信。味噌、もち、パン、惣菜など。加工場で加工グループが生産することが多い。
「地域資源活用」による加工	地域生産者、地域ぐるみ	地域資源を活用した食品のブランド化。農産物そのものと、加工品との連動効果を狙う。例えば、ゆず加工などが典型。
「農商工連携」による加工	農業者と中小企業者、食品加工業	農商工連携に基づき、複数の事業者で新しい食品加工品を開発製造。従来なかった商品を提案。市場も全国規模。

出所：関・松永 [2009] 227 頁

- 2) 新旧のモデル分類においていずれもモデル3とした農業事業体の位置づけとして、当研究ノートでは、とりあえず農商工連携を志向する事業体としている。ただし、認定事業団体として正式に認可を受けた農商工連携事業体のみを対象としているわけではない。したがって例えば、第6次産業と位置づけられるような事業体も、ここではモデル3農業事業体に位置づけられると考えている。なお、第6次産業とは、「農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的にかかわることで、第2次・第3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取り組み」（石黒 [2011] 50 頁）であり、第2次あるいは第3次中小事業者が主体となる傾向の強い農商工連携事業とは、性格が若干異なる。ただしここでは、その異質性ではなく同質性に注目した。つまり、農業団体が加工、流通、販売を担当する地場中小企業と組むか、当該農業団体自ら加工、流通、販売にまで事業範囲を拡大していくか、もって雇用を創出することで地域振興に資することが可能な事業体をここでは広くモデル3として位置づけている。さらに、「農商工連携は、食料産業クラスター、狭義の農商工連携（経済産業省の事業）、6次産業（ここでは地域内発型アグリビジネス）の3つの領域を含んでおり、広義に理解」（斎藤 [2011] 15 頁）することも可能であり、当研究ノートではこの広義説をとっている。
- 3) 新たな分類においてモデル4とした農業事業体の位置づけとして、当研究ノートではとりあえず、広範な資金調達活動を行うことを志向する農業関連上場会社としている。よって正確に言うと、モデル3とモデル4の間には、資金調達活動が「広範」あるいは「国際的」とまでは言えない農業関連会社が位置づけられよう。したがって、中小の農業関連会社はここでのモデル分類には位置づけられない。ただし、当モデル分類は、農業団体を網羅的・正確に捉えるためのものではなく、地域振興のために複式簿記がどのように役割を果たし得るのかという視点からなされている。モデル4農業事業体を今回新たに抽出したのは、IAS第41号「農業」が対象とするような農業団体の想定を可能にするためでもある。
- 4) 農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）については、次のHPを参照している。独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）HP、「スタート・アップ応援型ファンドによる支援 地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）とは」（2011年11月21日閲覧）。当該ファンドは、2010年度までに、2008年度8件、2009年度16件、2010年度2件の計26件の実績がある。なお、ファンドによる資金提供と簿記会計との関係については、戸田 [2011 (a)] で言及している。
- 5) 財団法人岐阜県産業経済振興センターHP、「岐阜県農商工連携ファンド事業助成金」（2011年11月21日閲覧）。
- 6) 2011年11月15日、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）における農商工連携担当のプロジェクト・マネージャーである矢村弘道氏に対して、本研究ノートの共同執筆者である岸保が単独でヒアリング調査を実施した。
- 7) 当研究ノートでは、地域振興への貢献は、まず雇用を創出できるかどうかによって明らかになると考えている。そして、通年および永続的な雇用創出に対して最も期待できるのは、農商工連携事業体あるいは第6次産業体ではないかと捉えている。農商工連携事業体あるいは第6次産業体は、注2) でも述べたように、ここではモデル3事業体と位置づけているが、モデル3に分類された農商工連携事業体あるいは第6次産業体こそ、地域の雇用を永続的かつ主体的に創出できるのではないかと考えられる。この点について、以下の記述を参照のこと。「農業の第6次産業や地域内発型アグリビジネスの戦略は、地域に所得を

おとしやすく、地域への波及効果は大きい。かつて三重県のモクモクは、水管理まで含むと、立地する町の農業生産者の5分の1をなんらかの形で雇用していた」(斎藤 [2011] 22 頁)。

#### 参考文献

- 石黒馨編著『FTA/EPA 推進に何がなか 農業・林業・介護士制度の改革』第 1 版第 1 刷, 勁草書房, 2011 年。
- 斎藤修著『農商工連携の戦略 連携の深化によるフードシステムの革新』第 1 刷, 農山漁村文化協会(農文協), 2011 年。
- 財団法人東北産業活性化センター編『農商工連携のビジネスモデル 次代の地域経済活性化戦略』第 1 刷, 日本地域社会研究所, 2009 年。
- 関満博・松永桂子編著『農商工連携の地域ブランド戦略』初版第 1 刷, 新評論, 2009 年。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)中国支部発行『中国地域活性化支援事業認定事例集(第 3 巻)』2011 年。
- 戸田龍介稿「地域振興のための簿記の役割(2) — 農業における資金調達の見点を中心に —」『商経論叢(神奈川大学経済学会)』第 46 巻第 4 号, 2011 年(a)。
- 戸田龍介稿「地域振興のための簿記の役割(3) — 従来の農業簿記の批判的検討を中心に —」『商経論叢(神奈川大学経済学会)』第 47 巻第 1 号, 2011 年(b)。
- 戸田龍介稿「地域振興のための簿記の役割(4) — 農家・農業法人のモデル分類を中心に —」『商経論叢(神奈川大学経済学会)』第 47 巻第 2 号, 2011 年(c)。
- 日本簿記学会簿記実務研究部会『地域振興のための簿記の役割 — 農業・地場産業を対象として — (中間報告)』2011 年。
- 農林水産省・経済産業省中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構『農商工等連携事業計画認定事例集(第 4 期)』2009 年。

#### 参照 HP

- 財団法人岐阜県産業経済振興センター「岐阜県農商工連携ファンド事業助成金」  
<http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/noshoko/index.asp>
- 中小企業庁「平成 23 年度新事業活動促進支援補助金, 農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業) 2 次公募【公募要領】」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/2011/download/111014NR-23.pdf>
- 中小企業庁「平成 23 年度新事業活動促進支援補助金(新連携支援事業)の公募について」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2011/110128ShinrenkeiKoubo-23.htm>
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)「スタート・アップ応援型ファンドによる支援 地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)とは」  
<http://www.smrj.go.jp/keiei/chikipg/fund/035669.html>

当研究ノートを含む一連の研究に対して, 科学研究費補助金(基盤研究(c), 課題番号 23530601)を受けている。